

## 新型コロナウイルス感染症により児童が欠席した場合の副食費 保護者向けFAQ

No.	Q	A
1	新型コロナウイルス感染症以外の理由で欠席した日数を含めてもよいか。	欠席日数として計上できるのは、要件に挙げた事由による欠席のみです。発熱等の風邪症状により欠席した場合等、要件に該当しない事由による欠席は欠席日数から除外してください。  《 以下は認定こども園のみ 》 令和2年4月9日付けメールにて園児の出席停止の取扱いについてお知らせしておりますが、園で出席停止として扱った期間についても、要件に挙げた事由に該当しない場合は欠席日数から除外してください。
2	濃厚接触者ではない児童本人が保健所の指示でPCR検査を受けることとなった場合、検査結果が出るまでの間に欠席した日数を含めてもよいか。	保健所の指示でPCR検査を受ける場合は、検査結果が出るまでの間は登園を控えていただくこととなっているため、欠席した日数に計上してください。
3	同居家族が濃厚接触者に特定されPCR検査を受けることとなった場合、検査結果が出るまでの間に欠席した日数を含めてもよいか。	検査結果が出るまでの間は登園を控えていただくこととなっているため、欠席した日数に計上してください。
4	濃厚接触者ではない同居家族が保健所の指示でPCR検査を受けることとなった場合、検査結果が出るまでの間に欠席した日数を含めてもよいか。	同居家族が濃厚接触者ではないが保健所の指示でPCR検査を受ける場合、検査結果が出るまでの間は児童の登園は可能としていますので、欠席日数から除外してください。
5	児童本人または同居家族が、風邪症状がある、感染拡大地域等へ外出した等の理由で、保健所の指示によらずに医療機関でPCR検査を受ける場合、検査結果が出るまでの間に欠席した日数を含めてもよいか。	児童本人または同居家族が自主的に医療機関でPCR検査を受けるために欠席する場合は、欠席日数から除外してください。
6	保健所から登園を見合わせるよう指示された期間を超えて、保護者の判断で自主的に欠席した日数を含めてもよいか。	保健所から指示された期間を超えて自主的に欠席する場合は、欠席日数から除外してください。
7	助成申請書に添付する、欠席理由を証明する書類とは何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童本人が感染…就業制限通知書の写し、治癒証明書の写し(治癒証明書がない場合は新型コロナウイルス感染症検査受検等状況申出書(保護者が作成)※Q8参照)</li> <li>・児童本人が濃厚接触者…新型コロナウイルス感染症患者の接触者における健康観察票の写し</li> <li>・児童本人が保健所の指示によりPCR検査受検…新型コロナウイルス感染症検査受検等状況申出書(保護者が作成)※Q9参照</li> <li>・同居家族が濃厚接触者…新型コロナウイルス感染症検査受検等状況申出書(保護者が作成)、新型コロナウイルス感染症患者の接触者における健康観察票の写し(同居家族のもの)</li> <li>・帰国できない又は帰国後14日を経過しない…入国日の分かるパスポートの写し</li> </ul>
8	児童本人が感染したが、自宅療養等のため治癒証明書がない場合、欠席報告書または助成申請書には何を添付すればよいか。	自宅療養を行ったなど、治癒証明書が出ない場合は、保健所から登園を見合わせるよう指示された期間(通常は発症日(無症状の場合は検体採取日)の翌日から10日間であることが多い)を「新型コロナウイルス感染症検査受検等状況申出書」に保護者に記載してもらい、就業制限通知書とともに添付してください。
9	濃厚接触者でない児童本人が保健所の指示でPCR検査を受けた場合、欠席報告書または助成申請書には何を添付すればよいか。	「新型コロナウイルス感染症検査受検等状況申出書」にPCR検査受検に至る経緯等を保護者に記載してもらい、添付してください。
10	保育利用の子どもについて、通常土曜日に登園していない児童の土曜日は欠席日とできるか。	通常土曜日に登園していない場合は、土曜日は欠席日数から除外してください。
11	教育利用1号認定子どもの土曜日の取り扱いはどうなるか。	通常土曜日に登園していない場合は、土曜日は欠席日数から除外してください。

12	教育利用1号認定子どもの長期休業日や卒園後の日の取り扱いはどうなるか。	・1号認定子どもの長期休業日については、通常一時預かりを利用されていない場合は欠席日数から除外してください。通常一時預かりを利用されている子どもについては、一時預かりの日の食事代が月極の給食費(副食費)に含まれている場合等は、欠席日数に計上して構いません。 ・卒園後の日は欠席日数から除外してください。
13	教育利用1号認定子どもについて、給食が提供されていない日の取り扱いはどうなるか。	欠席日数は、給食提供日数ではなく登園日数で計上してください。
14	複数の助成要件に該当する場合の欠席日数の考え方は。	複数の助成要件に該当する場合は、欠席日数を通算してください。
15	欠席期間が月をまたぐときの取扱いはどうなるか。	欠席期間が月をまたぐ場合、両月とも欠席日数が6日に満たないケースが想定されますが、児童本人が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合等は登園を控えるよう一律の期間が保健所から指示されることから、この場合も副食費の助成を行います。具体的には、6日以上連続して欠席した場合(日曜・祝日・通常登園していない日を除く)で、その欠席期間が2月にまたがる場合は、原則として欠席開始日の属する月の副食費の5割を助成します。
16	1月に1日も喫食がない場合はどうなるか。	助成要件に定めた事由による欠席が続き、結果的に1月に1日も喫食がない(1月に1日も登園がない)場合は、副食費を全額助成します。助成申請にあたっては、1ヶ月間欠席となった理由を証明する書類の添付が必要となりますので、複数の助成要件に当てはまる場合は、すべての事由を証明する添付書類を添付してください。
17	教育利用1号認定子どもについて、一時預かりのおやつ代は対象となるか。	対象となりません。教育利用時間の副食費のみが対象となります。
18	園で副食費の減額や返金を行った場合は助成の対象となるか。	配食準備を計画的に行うことにより園が徴収金額を減額又は還付した場合は、助成対象となりません。
19	主食費は助成の対象となるか。	主食費は助成対象となりません。
20	申請書は園経由で提出しなければならないか。	保護者から直接市へ提出いただいて構いません。ただし、「副食費に係る証明書」は園が作成する書類になりますので、必ず園から受け取ってください。
21	助成金額はいつごろ振り込まれるか。	申請書の提出から1ヶ月程度で振り込みをさせていただく予定です。